

感染症の医療体制整備事業

1 趣 旨

感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するため医療体制を整備する。

2 事業の概要

(1) 感染症指定医療機関の支援

一類及び二類感染症患者を入院させるための感染症指定医療機関の運営に要する費用について補助する。

- ・ 第一種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり450万円）
- ・ 第二種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり150万円）

※第一種感染症指定医療機関1箇所、第二種感染症指定医療機関7箇所（二次医療圏に1箇所）整備済

(2) 患者等の移送体制の整備

感染症患者を感染症指定医療機関へ搬送するために感染症患者移送体制を整備する。

(3) 患者等の人権擁護

感染症患者等の入院勧告及び入院期間の延長について、人権を尊重した対応とするため3箇所の保健所に「感染症診査協議会」（委員：各15名）を設置する。

(4) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ（強毒性）の発生及び大流行に備え、健康被害を最小限にとどめ、社会経済を破綻に至らせないために各種対策を実施する。

- ・ 感染症外来協力医療機関への支援
クリーンパーティションの整備
- ・ 入院医療機関への支援
県の要請により重症患者等の受け入れのために病床を確保した医療機関に対する支援
簡易陰圧装置の整備
- ・ 普及啓発

※抗インフルエンザウイルス薬、個人防護服等は整備済

3 平成22年度予算額

497,226千円

(担当課 薬事衛生課)